

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

別添1

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。**

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院(一般病床・療養病床・精神病床)・有床診：4,104千円/床

支給対象

(支給対象) (※1)

- ・ 予算成立日(令和6年12月17日)以降、令和7年9月末までに病床数を削減
- ・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと(※2)

(※1) 令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

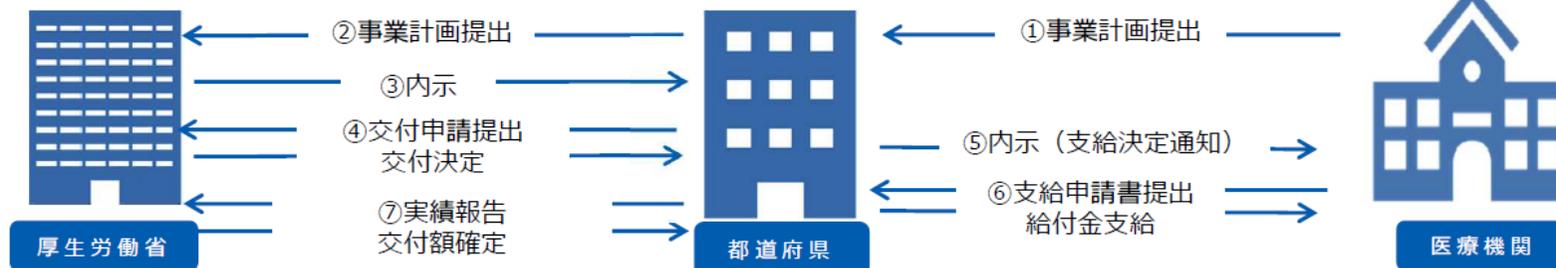
(※2) 地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減(※3)
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの(病床数の減を伴わないもの)
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

(※3) 産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えない。

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う**



支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。

年月	厚生労働省	都道府県	医療機関
2月	事業計画提出依頼	事業計画提出依頼	
3月	事業計画の提出（～3/18）	事業計画の提出（～3/14）	
	国・都道府県間で調整		
4月	内示（～4/7週目安）	内示（支給決定通知）	
	交付申請※		
	交付決定		
5月		支給準備	支給申請
6月～			順次医療機関へ支給
			※令和7年9月末までに削減実施

※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく。

※佐賀県では、当該事業の予算を6月補正で計上しているところで、7月上旬の予算成立以降に交付申請を行うこととなります。

佐賀県の意向活用概要

○事業計画提出医療機関数 33機関

○減少病床数 512床(一般256床、療養66床、精神190床)

○支給申請額 2,101,248千円

医療圏	医療機関数		病床種別			合計
	病院	有床診療所	一般	療養	精神	
県全体	18	15	256	66	190	512
中部	12	4	154	32	105	291
東部	1	0	0	0	6	6
北部	3	2	25	10	58	93
西部	1	3	38	0	0	38
南部	1	6	39	24	21	84

佐賀県の第1次内示概要

○配分対象病床数 100床

○配分額(第1次内示額) 410,400千円

○本事業の第1次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に100床以上を配分している。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

(1) 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関又は令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関

(2) 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安とする

(3) 1医療機関あたりの給付は50床を上限

○国の第1次内示に基づく佐賀県の支給対象機関(※病床数及び給付額は精査中)

	医療機関名称	構想区域	申請病床数	対象病床数
1	医療法人 森永整形外科医院	中部	4	1
2	もろどみ中央病院	中部	13	8
3	医療法人安寿会 田中病院	中部	15	5
4	医療法人聖医会 藤川病院	中部	10	5
5	河畔病院	北部	12	7
6	医療法人 久間内科	北部	16	1
7	医療法人光仁会 西田病院	西部	20	15
8	内山産婦人科医院	西部	5	2
合計			95	44

佐賀県の第2次内示概要

○配分対象病床数 **38床**

○配分額(第2次内示額) **155,952千円**

○本事業の第2次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に10床以上となるよう追加で配分することとしている。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

(1) **令和5年度から2年連続経常赤字**の医療機関(第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。)

(2) 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は、(1)の**赤字額の平均の半分を目安とする**

(3) 1医療機関あたりの給付は**10床を上限**

○国の第2次内示に基づく佐賀県の支給対象機関(※病床数及び給付額は精査中)

	医療機関名称	構想区域	申請病床数	対象病床数
1	医療法人春陽会上村病院	中部	8	8
2	肥前精神医療センター	中部	60	10
3	佐賀市立富士大和温泉病院	中部	7	7
4	多久市立病院	中部	24	10
5	松籟病院	北部	30	3
合計			129	38

○第1次内示及び第2次内示の合計:138床(566,352千円)

○第1次内示及び第2次内示の支給対象機関の合計:82床(336,528千円)

⇒残り56床(229,824千円)を国の内示方針に沿って、県独自で活用予定